

令和6年度 軽自動車税【種別割】のしおり

●納税義務者

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在登録のある車両をお持ちの方に1年分が課税されます。自動車税とは異なり、年度の途中で売買などを行っても、年税額を月割りする制度はありません。車両の廃車や譲渡等がされた場合は、必要なものをご確認の上、裏面下部に記載の申告場所でお早めに手続きしてください。

●軽自動車税（種別割）の税額

◎三輪および四輪以上の軽自動車

初度検査年月（初めて車両番号の指定を受けた月）や排出ガス性能、燃費性能によって税率が決まります。初度検査年月から13年経過した車両は、重課税率（環境保護の観点から税率を重くする制度）が適用されます。

軽自動車の種別		自動車検査証（車検証）記載の初度検査年月		
		平成23年3月以前 重課税率	平成23年4月～ 平成27年3月 旧税率	平成27年4月以後 標準税率
三輪（総排気量が660cc以下 ※ミニカー含む）		4,600円	3,100円	3,900円
四輪	乗用	営業用	8,200円	5,500円
		自家用	12,900円	7,200円
	貨物	営業用	4,500円	3,000円
		自家用	6,000円	4,000円

※初度検査年月は、自動車検査証（車検証）で確認できます。

※燃料の種類が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリンを内燃機関として用いる電力併用軽自動車のもの及び被けん引車は重課の対象から除かれます。

◎グリーン化特例（軽課）

初度検査年月が令和5年4月から令和6年3月までの車両で一定の環境性能を有する軽四輪車等について、取得した日の属する年度の翌年度分に限り、その燃費性能に応じた特例（軽課）が適用されます。

軽自動車の種別		軽課税率（年額）		
		(ア) 標準税率の 75%軽減	(イ) 標準税率の 50%軽減	(ウ) 標準税率の 25%軽減
三輪		1,000円	2,000円 ※乗用・営業用に限る	3,000円 ※乗用・営業用に限る
四輪	乗用	営業用	1,800円	3,500円
		自家用	2,700円	対象外
	貨物	営業用	1,000円	対象外
		自家用	1,300円	対象外

グリーン化特例適用基準

軽減率	車種区分	適用基準	
75%(ア)	電気自動車 天然ガス自動車	平成30年排出ガス基準適合・または平成21年排出ガス10%低減	
50%(イ)	ガソリン車 ハイブリッド車 ※乗用・営業用に限る	平成30年排出ガス基準 50%低減達成車 または 平成17年排出ガス基準 75%低減達成車(★★★★)	+ 令和2年度燃費基準かつ 令和12年度燃費基準90%達成車 令和2年度燃費基準かつ 令和12年度燃費基準70%達成車
25%(ウ)			

◎原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪・小型二輪

車種区分	総排気量または定格出力	プレートの色	税率（年額）
原動機付自転車	50cc以下または0.6kw以下	白色	2,000円
	50cc超90cc以下または0.6kw超0.8kw以下	黄色	2,000円
	90cc超125cc以下または0.8kw超	桃色	2,400円
	ミニカー（三輪以上で20cc超50cc以下）	水色	3,700円
小型特殊自動車（農耕用）		緑色	2,000円
小型特殊自動車（その他）		緑色	5,900円
軽二輪（125cc超250cc以下）			3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）			6,000円
もっばら雪上を走行するもの（スノーモービルなど）			3,000円
被けん引車（二輪）			3,600円

●電動キックボードについて

性能等により、原動機付自転車等として軽自動車税（種別割）の課税対象となる場合があります、申告が必要です。

●納税通知書

納税通知書には、登録車両ごとの明細と税額を記載しています。詳細は納税通知書でご確認ください。

●納期限

令和6年7月31日（水）

●納税証明書について（※ 令和5年度から取り扱いが変わりました）

- これまで口座振替された方には納付確認後、8月中旬ごろに納税証明書を送付していましたが、令和5年1月から「軽JNKS（軽自動車税納付確認システム）」の運用が始まり、軽自動車（三輪以上）については軽自動車検査協会がオンライン納税確認ができるようになったため、納税証明書を送付していません。
- ただし、現時点では軽JNKS対象外の二輪車のうち、車検が必要な車両については引き続き納税証明書が必要なため、口座振替または地方税お支払サイトを利用して納付された方には、これまで同様送付します。
- 紛失されたなどの場合、役場税務住民課窓口で納税証明書（無料）の交付を受けることができます。

●身体障害者などにかかる軽自動車税の減免

身体または精神に障がいを有し歩行が困難な人が所有する軽自動車等で、当該身体障害者本人、または身体障害者もしくは精神障害者と生計を一にする者が運転するもののうち申請により必要があると認めるものに対しては、1台に限り軽自動車税を減免することができます。

なお、身体障害者については等級により減免を受けることができない場合があります。

また、道税の普通自動車で減免を受けた場合は、軽自動車税の減免を受けられません。

申請期限：令和6年7月23日（火）

●新規取得・廃車・名義変更など

≪申告場所≫

- | | | |
|---------------------|-----------------|----------------|
| ◎原動機付自転車・小型特殊自動車 | → 役場税務住民課税務係 | ☎0166-85-4803 |
| ◎三輪および四輪以上の軽自動車 | → 軽自動車検査協会旭川事務所 | ☎050-3816-1765 |
| ◎軽二輪（125cc超250cc以下） | → 運輸局旭川運輸支局 | ☎050-5540-2003 |
| ◎小型二輪自動車（250cc超） | → 旭川地方自家用自動車協会 | ☎0166-51-1221 |